



■平成25年12月5日～12月20日第4回定例会が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問 (平成25年12月議会)

気象庁の特別警報発令対応と18号台風被害



気象庁は、「災害発生危険性が通常の警報発令時より著しく高いことを住民や地方自治体にわかりやすく伝える手段」として、平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始している。
通知を受けた市町村長は、住民等に知らさなければならないと定められている。

質問1

- (1) 台風18号(9月16日)にはじめて「大雨特別警報」が発表された。本町の情報伝達など、対応について問う。
- (2) 台風18号による被害について 祝園西1丁目、菱田地域、谷川の山手幹線西側などの被害状況と、本町の課題点について問う。

(1)「大雨特別警報」に対する情報伝達などの対応について

①情報伝達の経緯(9月16日)

- ・午前5時5分: 特別警報発令を受信。同5時7分: 京都府から緊急エリアメールが配信。
- ・午前5時15分: 精華町ホームページに掲載。
(本町域の気象情報からエリアメール発信及び消防団の広報は控える判断)



答弁

②対応について反省と課題

- 特別警報時の住民周知の方法について、正確に伝達でき、混乱を招かない方法に何が適切か京都府や京都気象台と協議を進めたい。
<本町としては、具体的なピンポイントの情報を広報していく方法に重点を置いていきたい。>
- 気象情報等の収集と分析の一元化をすすめ、特別警報の発令や、それに準ずる大雨警報、土砂災害警報もあわせ避難準備や避難所開設準備に生かすことが必要と考える。
- 自治会や自主防災会との調整や平時の職員の参集訓練、避難所の開設訓練で熟練度を高めることや職員の動員体制についても検討が必要と考える。
- 台風の場合の警戒体制は、時間的余裕があり順次体制を組めるが、にわか雨など局地的に発生したときの対応に課題があり整理をしている。



(2) 台風18号による被害状況

- ① 人命にかかわる被害や家屋の床上、床下の浸水被害はなかった。
- ② 町道では、崩壊3ヶ所、通行障害3ヶ所の被害が発生した。
- ③ 農業用施設では、農道10ヶ所、水路7ヶ所で損壊があり、農地で37ヶ所で被害が発生した。
- ④ 稲作に対する被害は、23ヘクタールの農地が冠水したが冠水時間が短かったため被害報告は受けていない。



- ⑤ 木津川への樋門とポンプ場の操作については、木津川の外水位が内水位を上回ったため、樋門の閉鎖を行い下粕ポンプ場、祝園ポンプ場でポンプ運転をした。

議会だより (つづき)

指摘

- 地域では消防団や自主防災会が活発に活動し、避難する時や声かけの必要な人に地域の共助として命を守る、絆を大切にす、取り組みをしている。行政との緻密な連携で、地域の特徴(河川・地形など)を加味した避難の方法など、初歩的な対策をとっていただきたい。
- 樋門の開閉とポンプ運転についての関係について、チェック機能としてきちんとした点検マニュアルを作り、現地の利害・不信感のない、安心して任せられるようにしていただきたい。

安全安心のまちづくりについて

質問2

- 速度30km/h以下のゾーン規制が桜ヶ丘地域で設定された。走行車両の速度遵守により安全が確保され事故ゼロを期待するものである。通勤車両の抜け道に利用され、その上 速度超過の車両があとを立たない通学路、生活道路が旧村地域にも多くあり危険にさらされている。このような箇所、早い時期にゾーン規制を導入すべきと考えるが、考え方と対応を問う。



答弁



- ①交通安全については、運転者のモラル向上の啓発活動と交通安全施設の整備であるが、いずれも木津警察署をはじめ関係機関や各自治会などの関係団体が一体の取り組みが必要と考えている。
- ②ゾーン30実施についての3点の要件
 - ・2車線以上の幹線道路または河川、鉄道などの物理的な境界で区画されたブロックであること。
 - ・歩行者や自転車の安全確保が必要な生活道路であること。
 - ・住民の円滑な合意形成があること。
- ③導入に前向きな自治会、あるいは地域があれば支援をしていく。ゾーン30の規制は、通過交通に対する規制だけでなく運転者への理解・遵守のため、地元住民の安全意識、地域上げての啓発活動の継続が必要。
- ④旧村地域は、ゾーン30の面規制は難しいところがある。そういうところは今までどおりのいろんな規制で対応していきたい。



要請

- 旧村地域で過去より30キロ速度規制など取り組みをし、要望してきたが実現していない。
- 旧村地域では、ゾーン30の面規制まで至らないが、部分的な危険箇所や通学路がある。交差点の色分け、白線の色分け、スピードを押さえる道路のでこぼこ、自転車の路側帯など交通安全の面からの対策を求める。



山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301

Eメール seigo722@balloon.ne.jp

ホームページ <http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>